

アクション・プランに基づく奈良市とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成 25 年 5 月 23 日

奈良市

1. 提案の概要

市庁舎内に、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者、これらの申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、保健福祉部保護課のケースワーカー及び就労支援相談員と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

なお、実施に当たっては、運営協議会を設けて奈良市と奈良労働局が密接に連携し、相互の信頼の下に協力関係を構築することで、住民福祉の増進を図る。

2. 提案理由

現在、経済状況や雇用環境の悪化に伴い、生活保護受給者が急増しており、そのうち、就労阻害要因のない「その他世帯」に分類される者の増加が目立っている。現在、奈良市では、保健福祉部保護課内に就労支援員を 4 名配置し、ハローワークへの同行も含めて就労支援に取り組んでいるが、就労による自立には至っていない場合が多い。ハローワークと協働で取り組んできた「福祉から就労」支援事業においても、年々、支援対象者が減少し、同様の結果となっている。

また、住宅支援給付受給者についても、ハローワークで義務付けられている求職活動が身近な市役所で可能となれば、求職活動が行いやすくなる。

以上のように、ハローワーク業務が市役所と一体的になることが、保健福祉部の支援対象者（生活保護受給者等）の就労支援に効果的と考えられることから、奈良市とハローワークの一体的実施を提案する。

3. 提案内容

(1) 支援実施方法

奈良市と奈良労働局、ハローワーク奈良により組織する福祉・就労支援一体的実施事業運営協議会（仮称）を設置し、奈良市役所本庁舎内で実施する就労支援に関する業務内容、実施体制、連携方法等の、就労支援に関する業務を一体的、効果的に運営するための事項を定めた協定を締結し、実施する。

本市では今年度より就労支援促進係を新設、2 名を配置しており、就労支援員 4 名とともに、協議会運営の中心的役割を担うこととする。

(2) 支援対象者

奈良市における、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者、これらの申請者及び相談者とする。

(3) 設置場所

奈良市役所内

(4) 実施内容

国が行う無料職業相談紹介等と、市が行う生活保護等に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、ハローワーク奈良は、設置する窓口職員を配置し、奈良市から誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

奈良市は、保健福祉部保護課等において生活保護等に係る業務の実施に加えて、就労支援員を配置して、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、国の窓口へ誘導する。

(ア) なら就労支援センターの設置

奈良市役所本庁舎内に「なら就労支援センター（仮称）」を設置し、ハローワーク奈良の求人情報端末機の設置による情報提供、職業相談、職業紹介を行う。

(イ) ワンストップ型の就労支援の実施

奈良市が行っている生活保護受給者等に対する生活支援サービスや相談業務と、ハローワーク奈良の職業紹介機能を連携させ、ワンストップ型での提供により、市民の利便性の向上、効率的・効果的な就労支援を図り、生活保護受給者等の自立を推進する。

(5) 実施時期

平成 25 年 9 月を予定

4. 期待される効果

奈良市の福祉施策や国の就労支援施策等の一体化により、福祉から就労に至るまでの一貫したワンストップ型の総合的な支援が可能となる。

特に、生活保護受給者をはじめとする低所得者層に対する自立に向けた就労支援のみならず、早期就労支援を開始することにより、新たな低所得者層の出現抑制および就労による自立移行に多大な効果と、生活困窮者自立促進支援モデル事業との相乗効果が期待できるものと考えられる。

以上